

第37回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月15日（水）午後3時00分から午後3時25分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 幕別町農業委員会会議規則の一部改正について
- 第7号 幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	北原 正喜
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	柴谷 隆次
農地振興係主事補	村岡 倅

6 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第37回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に7番橋本委員、8番田村委員を指名いたします。よろしくお願いします。 ここで、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告は、特にございません。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番及び2番について、説明をいたします。

事務局	報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書2ページの2件でございます。今月10日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番及び2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号1番及び2番を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】 1番から2番の案件は、借換のため、3番の案件は返還のため合意解約するものであります。この案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から3番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から3番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。 議案第2号1番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定に基づき、幕別町から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第2号1番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページから3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は1番から4番は更新、5番及び6番は借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号7番及び8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番及び8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号7番及び8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号7番及び8番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第2号9番及び10番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号9番及び10番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書5ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号9番及び10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号9番及び10番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第2号11番から14番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号11番から14番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページから7ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号11 番から14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 2 号11 番から14 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。 議案第 3 号 1 番及び 2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第18 条第11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。 【議案第 3 号 1 番及び 2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条調査書 8 ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明いたします。1 番の案件につきましては、当該利用調整会議において、地区担当委員を務めました私の方から説明いたします。 これらの案件は、先月16 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社でありますので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番及び2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第4号1番につきましては、山口委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (14番山口委員退席)
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は山口委員であります但、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。 今月10日に佐渡委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

(14番山口委員着席)

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月10日に渡邊委員、佐藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番	19番説明いたします。この案件は、今月10日に佐渡委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、今月10日に佐渡委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 5 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 5 号 1 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 6 号「幕別町農業委員会会議規則（平成12年農業委員会規則第 2 号）の一部改正について」を議題といたします。 議案第 6 号について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 6 号、幕別町農業委員会会議規則の一部改正について、幕別町農業委員会会議規則（平成12年農業委員会規則第 2 号）の一部を次のとおり改正したので審議を求めます。この案件は令和 8 年第 2 回定例町議会において可決された「幕別町情報通信技術を活用に関する条例」の制定及び「幕別町公告式条例の改正」に伴い、幕別町農業委員会会議規則の一部を改正するものであります。別紙 1 をご覧ください。こちらは現行規則に改正内容を反映させたものです。内容としましては、第 3 条の（会議の通知及び公示）について下線の引いてある文言を追加するものです。「会長は、会議の日時、場所、議案、その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置き、かつ、幕別町役場前の掲示場に公示しなければならない。</u>」と改正するもので、今までは会議の招集や各計画等についての公示は役場正面玄関前の掲示場に掲示しておりましたが、不特定多数の者が閲覧できるようにするため、今後の農業委員会における公示の手法としましては、掲示場への掲示及び町ホームページを活用していくものと考えております。別紙 2 は新旧対照表となっております。以上で議案第 6 号の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 6 号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第7号「農地パトロール実施要領の一部改正について」を議題といたします。 議案第7号について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号、幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について、幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成22年8月31日）の一部を次のとおり改正したいので審議を求めます。この案件は 全国農業会議所で作成している農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正に伴い、改正をするものであります。別紙1をご覧ください。こちらは現行の要領に改正内容を反映させたものです。内容としましては、第2条の（実施の対象及び内容）について下線の引いてある文言を追加するものです。（3）になりますが、農業経営基盤強化促進法のあとに「及び農地中間管理事業の推進に関する法律」を加えるものです。当農業委員会では、令和7年度から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき権利の設定の許可等を行ってきましたが、今年度の農地パトロールの案件として対象となりますことから改正するものであります。以上で議案第7号の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第37回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。